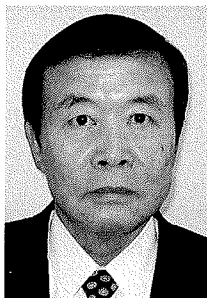


： 卷 頭 言 ：

植物検疫に関する国際基準策定への道のり

(社)日本くん蒸技術協会 理事・事務局長 秋山博志



世界各国が協力して植物及び植物生産物に対する病害虫のまん延、侵入を防止することや病害虫の防除などを行うことを目的とした国際植物防疫条約 (IPPC) が 1951 年に発効している。

この条約には現在 171 カ国が加盟しており、事務局はイタリア・ローマの国連食糧農業機関 (FAO) 本部におかれている。

1995 年に発効した「世界貿易機関 (WTO)」の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定)」では、IPPC 事務局を植物検疫分野における国際的専門機関として位置づけ、公平な貿易の観点からの世界的調和のために各国が IPPC の採択する「植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)」に基づいて検疫措置を取るよう法的義務を課している。IPPC のホームページを見ると現在 32 の ISPM が英語、スペイン語、フランス語、中国語、アラビア語で公開されている。

このように書くとは植物検疫に関する国際基準はずいぶん前から策定されているように思われるが、実は 1986 年から始まったガット・ウルグアイ・ラウンド交渉で SPS 協定の検討が開始された当時は、植物検疫の分野では国際基準や基準策定メカニズムはまったくなかったのである。このことから IPPC 事務局は、同交渉の中で具体化してきた SPS 協定案を受けて、地域植物防疫機関の協力の下に積極的に国際基準策定のための活動を開始した。

私は 1990 年から 2004 年にかけて植物検疫の専門家としてこれらの諸活動に参画し、関わってきたのでその経緯を振り返ってみた。

国際基準策定の基本方針である「原則」については、1989 年から毎年開催された地域植物防疫機関間の技術協議や FAO 専門家会合等で検討し、1993 年の FAO 総会で ISPM 第 1 号となる「植物検疫の原則」が採択された。我が国は地域植物防疫機関に加盟していないため、技術協議にはオブザーバーとして参加した。

1994 年には国際基準の策定作業を行うための「専門家委員会 (CEPM)」が FAO に設置され、毎年 FAO 本部で委員会が開催されてきた。委員会は世界各地域からの 13 名の植物検疫専門家から構成され、日本からは私が任命された。委員会では英語が用いられた。個別の基準毎に設置された作業部会で基準案を作成し、これを CEPM で検討した後、各国協議に付され、各国から出されたコメントを基に再度 CEPM で検討・承認された基準案は、当初は 2 年ごとに開催される FAO 総会で、1997 年からは暫定的に設置された IPPC の総会ともいわれる「暫定委員会 (ICPM)」で審議・採択された。このような暫定的な基準策定メカニズムで策定された国際基準は「病害虫危険度解析 (ISPM No.2)」, 「病害虫無発生地域 (ISPM No.4)」など 24 基準にのぼっている。なお、基準に用いられている重要な用語の定義は「用語集 (ISPM No.5)」にまとめられている。

その後 2005 年になって国際基準を策定するための規定などを新たに定めた改訂 IPPC が発効し、翌年からようやく IPPC の規定に基づいて国際基準が策定されるようになった。

これまでに採択されている基準はほとんどが概念を規定したコンセプトガイドラインであるが、2002 年に採択された「国際貿易における木材くん包材の規制 (ISPM No.15)」には具体的なくん蒸等の消毒基準が規定されている。現在では我が国を含め 60 数カ国が ISPM No.15 に準拠した木材くん包材の消毒証明を施行しており、輸出入関係者等に影響を及ぼすようになってきている。

ISPM の公式な日本語訳はまだないが、植物防疫所のホームページで No.1 から No.29 までの仮訳が閲覧できる。また、今後策定・見直しを予定している基準の候補数は 80 に上っており、の中には雑草に関する基準も含まれている。